

6. その他

(3) 地方自治法上の争訟に関する調査(平成21年4月1日から平成24年3月31日まで)

ア 不服申立ての事例

① 都道府県分

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に係る手続きは公正原則に違背している	23.10.11	24.10.29	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
北海道	第206条 第3項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に係る手続きは公正原則に違背している	24.4.9	24.10.29	棄却	原処分は適法かつ正当なもの		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.4.2	24.5.22	棄却	①平成21年4月分の保護費において冬季加算及び冬季薪炭費を認定することはできないことから、請求人の主張には理由がない。②同月分住宅扶助費については、既に請求人に支給されていることが認められる。したがって、請求人が同月分住宅扶助費の支給を求める法律上の利益はなく、不適法である。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.4.6	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく保護費返還に対する不服	21.4.18	23.2.24	棄却	事故発生以降に支給された保護費について生活保護法第63条により返還を求めたもので、違法不当な点はない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.4.24	21.7.16	棄却	年金収入は、その月の収入であり、1日から保護を要しなくなっていたと認められるので、1日付けでの廃止は適正である。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.23	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.30	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.30	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.23	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.30	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.30	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.30	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.23	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.15	21.7.23	棄却	①母子加算はH21年度保護基準に基づき適正に認定されている。②行政不服審査では大臣が生活保護法に基づき定めた基準そのものの違憲・違法を審査できない。③保護の変更には正当な理由があり生活保護法第56条に違反しない。	21.8.12 再審査請求 22.8.9 取下げ	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.5.28	21.7.7	却下	補正を命じたが補正しなかった。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定に対する不服	21.7.20	21.8.19	却下	請求人が帯広市長から生活保護に係る処分を受けた事実はないので、法律上の権利・利益を侵害されないから、請求は不適法。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.7.28	23.8.9	処分取消	洗濯機以外の家具什器について支給要件に該当するか否かを検証しないまま調査を終了し、洗濯機のみを支給すべきものとみなして原処分を行ったと認められることから、原処分は不適当。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21.7.28	22.3.30	処分取消	保護を申請した時点で、契約により支払う義務を負っている礼金を支払っていないのであれば、その住居は安定した住居とはいえないと判断することが妥当。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	21.8.1					22.10.28 取下げ
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	21.8.1					22.10.28 取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	21. 8. 16	24. 10. 26	処分取消	①生活保護法第62条第4項の規定の趣旨に反した弁明の機会の付与であると言わざるを得ない。②本件指示内容は、対症療法的かつ抽象的なもので、その指示の射程の範囲が不明瞭なものであるか、請求人の生活の維持、向上その他保護の目的達成のための具体性に欠けるものであって、いずれも違法又は不当であるというべきである。さらに、理由付記の観点からも原処分は適法であるということはできない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく保護費返還に対する不服	21. 9. 12					22. 10. 28 取下げ
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	21. 9. 15					22. 10. 28 取下げ
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	21. 9. 19	21. 12. 9	処分取消	別居状態が続いていること等から、夫婦関係は事実上解体していると判断でき、また夫と同一世帯員と認定もできない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	21. 10. 24	22. 1. 20	却下	原処分が取り消されているので、法律上の利益がない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更申請却下に対する不服	21. 11. 8	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護に関する不服 (不服とする処分等は不明)	21. 12. 1	21. 12. 18	却下	補正を命じたが補正しなかった。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	21. 12. 15	22. 1. 27	却下	原処分が取り消されているので、法律上の利益がない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく保護費返還に対する不服	21. 12. 22	22. 2. 3	却下	原処分が取り消されているので、法律上の利益がない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく保護費返還に対する不服	22. 2. 23	24. 5. 18	棄却	原処分は、本件事故発生以降に請求人に支給された保護費について、生活保護法第63条の規定により返還を求めるものであることから、違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。	24. 5. 25 再審査請求	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく保護費返還に対する不服	22. 3. 8	23. 4. 4	棄却	原則として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであり、健康保険の適用が受けられなかつたことをもって健康保険適用分を控除しなければならないものではない。 裁決（棄却：国民健康保険への加入は国民健康保険法に規定されているものであり、処分庁が保護期間中に支給した医療費についても返還決定を行った判断に誤りは認められない）	23. 4. 22 再審査請求 23. 10. 6 裁決（棄却：国民健康保険への加入は国民健康保険法に規定されているものであり、処分庁が保護期間中に支給した医療費についても返還決定を行った判断に誤りは認められない）	
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の額に対する不服	22. 5. 31	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止に対する不服	22. 5. 24	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定に対する不服	22. 6. 11	22. 7. 29	却下	処分後1年を経過して提起されたことは明らかである。また、補正に応じていない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下に対する不服	22. 7. 20					22. 8. 24 取下げ
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	22. 8. 2	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	22. 10. 12					22. 10. 29 取下げ
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の額に対する不服	22. 10. 28	23. 1. 17	棄却	保護基準等に基づき決定されており違法不当な点はない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法78条に基づく保護費返還に対する不服	22. 12. 13	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	23. 4. 6	24. 8. 2	棄却	処分庁が、平成23年4月に請求人の基準生活費の算定に係る満年齢を59歳から60歳に切替えたことについて、違法又は不当な点はない。請求人世帯の同月の保護費とする原処分を決定していることから、処分庁の判断に違法又は不当な点なく、請求人の主張には理由がない。		
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更決定に対する不服	23. 6. 3	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費変更申請却下に対する不服	23. 7. 11	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止に対する不服	23. 12. 26	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護に関する不服 (不服とする処分等は不明)	24. 1. 5					24. 1. 18 取下げ
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく保護費返還に対する不服	24. 2. 24	審査中				
北海道	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護に関する不服 (不服とする処分等は不明)	24. 3. 5	24. 4. 10	却下	補正を命じたが補正しなかつた。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計	申立て 47件						却下 8件 棄却 18件 処分取消 4件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 11件	
青森県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	市農業委員会が行った農地法第3条第1項の規定に基づく不許可処分の取消しを求める。	23. 1. 21	24. 10. 30	棄却	不許可処分は処理基準に適合するものであるため。		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
秋田県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置決定処分の取り消しを求める。	22. 7. 18	22. 8. 31	却下	入院措置決定処分が解除されており、審査請求の利益が消滅している。		
秋田県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく入院措置決定処分の取り消しを求める。	22. 11. 18	23. 1. 4	却下	入院措置決定処分が解除されており、審査請求の利益が消滅している。		
計	申立て 2件						却下 2件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
福島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	産廃処分業及び産廃処理施設の設置許可取消処分の取消を求める。	22. 1. 21	22. 9. 14	棄却	他県の取消処分を根拠に行った本件取消処分は取消の「無限連鎖」に類する処分とは言えず、相当である。		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
栃木県	238条の7 第1項	審査請求	知事	宇都宮市が行った公有財産使用許可は条例及び地方自治法施行令第169条の2に該当せず違法	24. 2. 17	24. 3. 7	却下	行政不服審査法第20条の要件不備（異議申立てを経ていない）		
計	申立て 1件						却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
群馬県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	処分庁が22.10.6付で審査請求人に対して行った子ども手当支給事由消滅処分について、その処分を取消し、事実関係が明らかになるまで処分の保留を求める。	22. 10. 25	23. 1. 11	棄却	法令及び通知の規定に基づいて行ったものであり、不当な点はない。		
群馬県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	処分庁が23.6.10付で審査請求人に対して行った子ども手当認定請求却下処分について、その処分の取消しを求める。	23. 8. 15	24. 2. 20	棄却	法令及び通知の規定に基づいて行ったものであり、違法な点はない。		
群馬県	第255条の2 第2号	異議申立て	知事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5第1項に基づく措置命令処分の取り消しを求める	23. 10. 17	23. 12. 5	却下	異議申立てができる場合に該当しない。	24. 6. 8 出訴 (措置命令及び行政代執行に基づく費用納付命令の取消しを求めるもの)	
群馬県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	河川法第23条及び第24条の許可更新申請に対する、不許可処分の取り消しを求める。	23. 12. 16	24. 7. 4	棄却	処分庁の行った不許可処分に違法性は認められず、本件処分を取り消すべき理由がない。	24. 7. 9 再審査請求	
計	申立て 4件						却下 1件 棄却 3件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 2件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
埼玉県	第206条 第1項	異議申立て	知事	退職手当支給制限処分の取消し	22. 3. 19	審査中				懲戒免職 処分について訴訟 係属中
埼玉県	第206条 第1項	異議申立て	知事	退職手当支給制限処分の取消し	22. 11. 12	23. 3. 29	棄却	原処分に事実誤認はなく、違 法、不当なものではないため、 本件異議申立ては理由がない。	23. 4. 14 審査請求	
埼玉県	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	22. 11. 2					23. 2. 7 取下げ
埼玉県	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分の取消し	24. 3. 12					24. 9. 3 取下げ
埼玉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地法第3条許可申請の処分取 り消し	21. 3. 26	21. 9. 16	処分取消	不適切な手続により取消処分を 行った為（理由の記載の欠如、 不十分な検討、聴聞手続の不当 等）		
埼玉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地法第3条許可申請の処分取 り消し	22. 3. 15					22. 3. 24 取下げ
計	申立て 6件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分 の取消し	21. 5. 22	24. 3. 15	処分取消	処分通知書に理由の記載を欠く に等しい理由不備がある。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給差止処分の取 消し	21. 8. 31	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分 の取消し	21. 10. 14	24. 9. 19	棄却	本件処分は法令に則ったもので あり、市長に説明義務を設けて いない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分の取消し	21.10.20	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	21.10.21	24.9.3	棄却	制度に対する不服であり、処分の取消理由とはならない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	21.10.27	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	21.12.8	23.12.28	棄却	①本件処分は法令に則ったものである。②制度に対する不服であり処分の取消理由とはならない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分の取消し	22.5.3	23.4.1	棄却	制度に対する不服であり、処分の取消理由とはならない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	22.5.14	24.2.21	棄却	本件処分は法令に則ったものである。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	22.5.29	23.12.28	棄却	本件処分は法令に則ったものである。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分の取消し	22.11.4					23.10.25 取下げ
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分の取消し	23.3.14	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当認定請求却下処分の取消し	24.1.27	審査中				
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当額改定処分の取消し	21.4.17	23.6.21	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定請求却下処分の取消し	21. 6. 1	24. 8. 30	却下	本件審査請求は、処分庁によりすでに処分が取り消されており、取消しを求める対象を欠くため審査請求の方法が不適法		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消し	21. 7. 13	23. 10. 31	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消し	21. 8. 5	24. 1. 11	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定請求却下処分の取消し	21. 8. 12	24. 8. 30	処分取消	処分庁の処分理由の不備により処分取消		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	21. 8. 13	23. 9. 26	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消し	21. 8. 26	23. 11. 2	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定処分の取消し	21. 9. 29	23. 7. 21	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消し	21. 10. 30	23. 8. 3	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消し	22. 1. 25	23. 10. 31	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当受給資格消滅処分の取消し	22. 2. 19	24. 9. 27	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当額改定処分の取消し	22. 2. 20	24. 2. 14	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当支給事由消滅処分の取消し	22. 7. 26	24. 9. 20	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当認定請求却下処分の取消し	22. 9. 22	24. 1. 30	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当認定処分の取消し	22. 10. 21	24. 2. 13	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当支払差止処分の取消し	22. 11. 15	24. 11. 26	処分取消	本件処分（一時差止め処分）の処分理由が法律要件を欠くこと及び差止通知書の処分理由の提示が不十分であり、理由の記載を欠くことから、処分違法により取消		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当認定請求却下処分の取消し	22. 12. 25	24. 1. 30	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当認定請求却下処分の取消し	22. 12. 16	24. 2. 13	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当認定処分の取消し	23. 1. 10	24. 1. 11	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当認定請求却下処分の取消し	23. 1. 15	24. 8. 30	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当額改定処分の取消し	23. 4. 18	24. 3. 28	却下	審査請求可能期間超過のため、審査請求の方法が不適法		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当支給事由消滅処分の取消し	23. 9. 4	24. 1. 30	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当額改定処分の取消し	23. 10. 6	24. 9. 20	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当額改定処分の取消し	23. 7. 16	24. 9. 20	棄却	審査請求人の主張に理由はなく、違法・不当な点は認められない。		
千葉県	第255条の2 第1号	審査請求	農林水産大臣	農地賃貸借契約の解約申入れの対象となる農地は、賃借人にとっては必要な農地である。	23. 12. 9	24. 5. 29	棄却	解約申入れによって、賃借人に与える影響は限定的である。	24. 7. 20 出訴	
計	申立て 38件						却下 2件 棄却 27件 処分取消 3件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
東京都	第206条 第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	23. 2. 14	審査中				
東京都	第206条 第1項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	23. 7. 15	23. 12. 20	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
東京都	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	23. 10. 28	審査中				
東京都	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	24. 2. 8	審査中				
東京都	第206条 第3項	異議申立て	知事	退職手当支給制限処分に対する不服	24. 3. 22	審査中				
東京都	第229条 第2項	審査請求	知事	開示手数料の減額又は免除申請却下処分に対する不服	23. 11. 2	23. 12. 20	却下	当該処分の取消しにより、もはや審査請求を維持する法律上の利益を有しない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
東京都	第231条の3 第5項	審査請求	知事	報酬の戻入の督促処分に対する不服	22. 6. 15	22. 10. 12	却下	当該処分の取消しにより、もはや審査請求を維持する法律上の利益を有しない。		
東京都	第244条の4 第1項	審査請求	知事	市立総合体育館の使用不承認等処分に対する不服	21. 10. 9	21. 12. 15	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
東京都	第244条の4 第1項	審査請求	知事	公の施設に係る利用拒否に対する不服	21. 11. 17	21. 12. 15	却下	使用申込をした事実ひいてはその不承認処分を行った事実は認められない。		
東京都	第244条の4 第1項	審査請求	知事	公募展示室等使用に関する二次審査の結果通知に対する不服	22. 11. 9	22. 12. 10	却下	不服申立適格が認められない。		
東京都	第244条の4 第1項	審査請求	知事	公募展示室等使用に関する二次審査の結果通知に対する不服	22. 12. 20	23. 1. 14	却下	審査請求期間を経過した後に提起された。		
東京都	第244条の4 第6項	再審査請求	知事	掲出物の掲出の不許可通知に係る市長の却下裁決に対する不服	23. 11. 21	24. 1. 12	却下	当該通知は公の施設を利用する権利に関する処分に該当せず、審査請求ひいては再審査請求できない。		
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法78条の規定に基づく徴収金額決定処分	23. 10. 18	23. 11. 15	却下	当該処分の取消しにより、もはや審査請求を維持する法律上の利益を有しない。		
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法78条の規定に基づく徴収金額決定処分	23. 12. 5	24. 2. 20	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童手当特例給付支給事由消滅処分に対する不服	22. 2. 4	22. 4. 16	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当受給資格喪失処分に対する不服	22. 2. 26	22. 5. 13	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当額改定処分に対する不服	22. 10. 28	23. 1. 12	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当認定処分に対する不服	22. 10. 28	23. 1. 12	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	子ども手当認定請求却下処分に対する不服	22. 12. 3	23. 2. 17	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
東京都	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分に対する不服	22. 12. 7	23. 3. 8	棄却	審査請求人の主張には理由がなく、その他違法・不当な点は認められない。		
計	申立て 20件						却下 7件 棄却 9件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
神奈川県	第244条の4 第1項	審査請求	知事	公の施設を利用する権利に関する処分の取り消しを求めてい る。	21. 11. 4	21. 11. 10	却下	処分庁による異議申立てを経て いない。		
神奈川県	第244条の4 第6項	再審査請求	知事	公の施設を利用する権利に関する処分に対する裁決の取り消しを求めてい る。	24. 1. 27	24. 3. 27	却下	処分性がない。		
計	申立て 2件						却下 2件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
石川県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第27条第1項に基づく法定受託事務に係る口頭による指導指示を経ずに文書指導を行ったことは違法	21. 5. 7	22. 3. 26	却下	不服申立の対象となる行政処分にあたらない。		
石川県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護決定と保護費の支給の間隔が空かないようにすべきとの裁 決を求める。	21. 5. 7	22. 3. 26	却下	不服申立の対象となる行政処分にあたらない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
石川県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護決定と同時の文書指導指示は違法であり指示書交付処分の取消を求める。	21. 5. 30	22. 3. 26	却下	不服申立の対象となる行政処分にあたらない。		
石川県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	稼働能力の不活用を理由とした保護申請の却下の取消を求める。	23. 2. 28	23. 4. 18	処分取消	稼働能力の不活用とは断定できず却下は不適当。		
石川県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に基づく費用返還決定処分は違法	23. 10. 4	23. 12. 19	棄却	違法とは言えず、審査請求に理由がない。		
計	申立て 5件						却下 3件 棄却 1件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
福井県	第244条の4 第1項	審査請求	知事	定住促進施設（住宅）入居許可の取消処分の手続きは違法であり、その取消しを求める。	21. 7. 31	22. 9. 2	棄却	取消処分の手続きに瑕疵はなく、違法であると認められない。		
福井県	第244条の4 第1項	審査請求	知事	入館許可取消処分（町）に対し、入館要件を満たしているとして、許可取消処分を取り消す裁決を求める。	21. 7. 31	22. 9. 2	棄却	申立理由は、いずれも認めることができない。		
計	申立て 2件						却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
山梨県	第127条第4項において準用する第118条第5項	審査の申立て	知事	平成21年3月25日に山中湖村議会が行った議員資格なしとする決定の取消しを求める。	21. 4. 13	21. 7. 7	処分取消	山中湖村議会議員の資格がないとする決定を取消す。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 0件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
岐阜県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し	21.7.29	22.6.11	棄却	欠格事由に該当するに至っており処分に違法・不当な点はない。		
岐阜県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	産業廃棄物収集運搬業許可の更新許可申請を不許可とする処分の取消し	21.7.29	22.6.11	棄却	欠格事由に該当するに至っており処分に違法・不当な点はない。		
岐阜県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の取消し	21.11.12	22.5.12	棄却	請求人は扶養義務者と生計同一関係にあり、扶養義務者の前年所得が基準額を超えており、処分庁の判断は相当。		
岐阜県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地の所有権移転許可処分の取消し	22.2.2	23.3.17	却下	請求人が処分により自己の権利又は法律上の利益を侵害される者とは認められない。		
岐阜県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当資格喪失処分の取消し	22.7.9	23.3.8	棄却	児童には、養親である父母が存在することから、請求人は支給要件に該当せず処分庁の判断は相当。		
岐阜県	第206条 第1項	異議申立て	知事	退職手当支給制限処分の取消し	22.4.26	22.7.23	棄却	申立人の主張は本件処分の適法性を否定するものではない。		
計	申立て 6件						却下 1件 棄却 5件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
静岡県	第206条 第2項	審査請求	知事	退職手当の返納命令の取消しを求める。	23.3.31	24.3.29	棄却	返納命令の要件を満たしているとの判断は正当であり、処分庁の行為に違法性はない。	24.4.2 再審査請求	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
静岡県	第206条 第3項	審査請求	知事	退職手当の支給制限（全額不支給）の取消しを求める。	23. 8. 26	24. 3. 29	棄却	本件処分について違法性はなく、合理性が認められ、請求人の主張には理由がない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取消し	21. 5. 22	21. 7. 9	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取消し	21. 5. 26	21. 7. 17	処分取消	稼働能力不活用を理由とするが、活用状況の確認不十分		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	21. 6. 16	21. 8. 26	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	21. 6. 23	21. 11. 17	処分取消	収入認定について適切に行われていない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止決定処分の取消し	21. 6. 26	21. 10. 9	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。	21. 10. 26 再審査請求 22. 3. 3 裁決（棄却）	
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定処分の取消し	21. 9. 24	22. 1. 18	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下決定処分の取消し	21. 11. 10	22. 2. 3	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	22. 1. 23	22. 7. 12	処分取消	収入認定について適切に行われていない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止決定処分の取消し	22. 3. 5	22. 4. 27	処分取消	廃止理由の事実が不存在		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止決定処分の取消し	22. 3. 9	22. 5. 7	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。	22. 5. 23 再審査請求 22. 12. 14 裁決（棄却）	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下決定処分の取消し	22. 3. 10	22. 4. 30	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下決定処分の取消し	22. 6. 23	22. 8. 12	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。	22. 9. 8 再審査請求 23. 2. 10 裁決（棄却）	
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下決定処分の取消し	22. 7. 6	22. 9. 21	処分取消	稼働能力不活用を理由とするが、活用状況の確認不十分		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	22. 8. 5	22. 11. 10	処分取消	返還金額の検討不十分		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	22. 9. 15	22. 11. 5	処分取消	返還金額の検討不十分		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止決定処分の取消し	22. 10. 6	22. 11. 22	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。	22. 12. 6 再審査請求 23. 4. 27 裁決（棄却）	
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止決定処分の取消し	23. 1. 3	23. 1. 21	却下	審査請求期間徒過による。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	23. 1. 27	23. 3. 18	処分取消	決定処分理由付記が不十分		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取消し	23. 4. 11	23. 5. 31	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。	23. 7. 28 再審査請求 24. 6. 27 裁決（棄却）	
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	23. 5. 9	23. 8. 24	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下決定処分の取消し	23. 6. 1	23. 7. 22	処分取消	却下理由の事実不存在		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							却下	要旨		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	23. 10. 4	23. 11. 10	却下	審査請求期間徒過による。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止決定処分の取消し	23. 11. 7	23. 12. 28	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下決定処分の取消し	23. 11. 9	24. 1. 20	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。	24. 2. 17 再審査請求	
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定処分の取消し	23. 12. 14	24. 1. 31	却下	審査請求期間徒過による。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下決定処分の取消し	23. 12. 12	24. 3. 30	処分取消	申請を却下する理由がない。		
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	24. 2. 14	24. 4. 19	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。	24. 4. 23 再審査請求	
静岡県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護変更決定処分の取消し	24. 2. 22	24. 4. 12	処分取消	決定処分理由付記が不十分		
計	申立て 30件						却下 3件		提訴有り 8件	
							棄却 16件			
							処分取消 11件			
							行為撤廃 0件			
							変更命令 0件			
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	政令市長が行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に関する審査請求	21. 9. 14	22. 3. 16	棄却	処分庁の行った処分は法の規定に基づき適正かつ正当に行われたものであり、何ら違法性はなく、請求人の審査請求には理由がない		
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	政令市長が行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に関する審査請求	21. 9. 8	21. 9. 28	棄却	処分庁の行った処分は法の規定に基づき適正かつ正当に行われたものであり、何ら違法性はなく、請求人の審査請求には理由がない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	政令市長が行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に関する審査請求	21.9.8	21.9.28	棄却	処分庁の行った処分は法の規定に基づき適正かつ正当に行われたものであり、何ら違法性はなく、請求人の審査請求には理由がない		
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	政令市長が行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に関する審査請求	21.9.8	21.9.28	棄却	処分庁の行った処分は法の規定に基づき適正かつ正当に行われたものであり、何ら違法性はなく、請求人の審査請求には理由がない		
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	政令市長が行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に関する審査請求	21.9.8	21.9.28	棄却	処分庁の行った処分は法の規定に基づき適正かつ正当に行われたものであり、何ら違法性はなく、請求人の審査請求には理由がない		
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	政令市長が行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業許可の取消処分に関する審査請求	21.10.6	22.3.16	棄却	処分庁の行った処分は法の規定に基づき適正かつ正当に行われたものであり、何ら違法性はなく、請求人の審査請求には理由がない		
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	政令市長が行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定に基づく産業廃棄物処分業許可の取消処分に関する審査請求	24.2.15	24.6.11	棄却	処分庁の行った処分は法の規定に基づき適正かつ正当に行われたものであり、何ら違法性はなく、請求人の審査請求には理由がない		
愛知県	第255条の2 第2号	審査請求	愛知県	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第34条に基づき保健所が行った医療保護入院のための精神科病院への移送の取消し	21.10.30	22.3.8	却下	処分の取消しを求める法律上の利益を欠く		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計	申立て 8件						却下 1件 棄却 7件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
三重県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	資格喪失処分を受けたが、事実誤認であり処分の取消しを求める。	21. 4. 15	21. 9. 3	処分取消	処分を裏付ける客観的根拠がない。		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 0件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
大阪府	第206条 第2項	審査請求	知事	大阪府教育委員会が行った退職手当支給制限処分の取消しを求める。	22. 9. 24	審査中				懲戒免職処分について人事委員会に審査請求中、結果確認後に裁決予定。
大阪府	第206条 第2項	審査請求	知事	大阪府教育委員会が行った退職手当支給制限処分の取消しを求める。	22. 12. 28					23. 3. 11 取下げ
大阪府	第206条 第2項	審査請求	知事	大阪府警察本部長が行った退職手当支給制限処分の取消しを求める。	23. 12. 26					24. 7. 3 取下げ
大阪府	第238条の7 第3項	審査請求	知事	行政財産使用許可の不許可決定に関して、「大阪府公有財産規則に基づき許可処分が相当であるので、不許可処分を取り消す。」	21. 7. 6	22. 6. 24	棄却	許可するかどうかの判断は処分庁の広範な裁量に委ねられている。標準処理期間は徒過していない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
大阪府	第238条の7 第3項	審査請求	知事	行政財産使用許可の申請者の選定に関して、「審査請求人を使用許可の申請者に選定しないとの決定を取り消す。」「公募により選定された事業者に対して行った使用許可を取り消す。」	21. 4. 13	21. 6. 22	却下	公募は許可受者の決定という処分に至るまでの手続きであり、公募の結果、申請者に選定しなかつた行為自体に处分性がない。公募により選定された事業者への使用許可は不存在。	21. 8処分取消訴訟出訴（地裁却下、高裁・最高裁棄却）	
大阪府	第238条の7 第3項	審査請求	知事	行政財産使用不許可処分の取消し。	23. 2. 28	23. 11. 18	棄却	処分に違法な点、裁量の越越・濫用ではなく、審査請求人の主張には理由がない。	24. 4. 26 出訴 係属中	
大阪府	第238条の7 第3項	審査請求	知事	市場施設使用許可申請に基づき、大阪府中央卸売市場長が行った使用許可処分に対し、使用料が高額であるため、使用許可処分を取消し、使用料を減額することを求めた審査請求	22. 5. 28	24. 6. 6	棄却	本件使用許可処分については違法な点はなく、請求人の主張には理由がないと認められる。	24. 7. 6 再審査請求 24. 11. 12 裁決（却下）	
大阪府	第255条の2 第1号	審査請求	農林水産大臣	農地法第18条第1項に基づく解除許可の取消し	23. 5. 19	23. 7. 4	却下	審査請求期間の経過	23. 8. 2裁決取消の訴え提起 24. 3. 28大阪地裁判決（一部認容・一部棄却）	
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 15	22. 7. 2	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 17	22. 7. 2	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 24	22. 7. 2	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 29	22. 7. 2	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 30	22. 7. 2	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 10	22. 11. 10	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 19	22. 11. 10	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 9. 28	22. 11. 10	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		一部却下
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 11. 20	22. 11. 10	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき適正な手続きで行われているため、本件審査請求には理由がない。		
大阪府	第229条 第2項	審査請求	知事	大阪府立高等学校の授業料の免除に関する処分について、免除しない旨の決定に不服があるため、取消しを求める。	21. 11. 24	22. 11. 10	却下	行政不服審査法に基づく相当の期間を定めて補正要求を行ったが、当該期間内に補正がなされなかった。		
計	申立て 18件						却下 3件 棄却 12件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 4件	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
兵庫県	第255条の2 第1号	審査請求	農林水産大臣	農地法第20条（現第18条）に基づく許可申請に係る知事不許可処分に係る審査請求	21. 10. 7	22. 12. 9	棄却	法令に基づき適正に処分が行われており、審査請求には理由がないため。		
兵庫県	第255条の2 第1号	審査請求	農林水産大臣	農地法第20条（現第18条）に基づく許可申請に係る知事不許可処分に係る審査請求	22. 2. 12	23. 1. 13	棄却	法令に基づき適正に処分が行われており、審査請求には理由がないため。	23. 4. 28 出訴	
兵庫県	第206条 第2項	審査請求	知事	兵庫県教育委員会が、審査請求人に対して行った退職金不支給処分を取り消す。	23. 12. 12	審査中				懲戒免職処分について人事委員会に審査請求中
計	申立て 3件						却下 0件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
奈良県	第238条の7 第4項	異議申立て	知事	奈良労働会館の使用不許可処分を取り消す決定を求める。	21. 5. 27	21. 9. 17	棄却	目的外使用が競合した場合の許可については、「審査要綱」に基づき審査を実施し、客観的に判断して決定したものであるため、この点で事実の評価に誤りがあり、失当である。		
奈良県	第238条の7 第4項	異議申立て	知事	奈良労働会館の使用不許可処分を取り消す決定を求める。	22. 5. 12	22. 9. 13	棄却	目的外使用が競合した場合の許可については、「審査要綱」に基づき審査を実施し、客観的に判断して決定したものであるため、この点で事実の評価に誤りがあり、失当である。		
奈良県	第238条の7 第4項	異議申立て	知事	奈良労働会館の使用不許可処分を取り消す決定を求める。	23. 5. 26	23. 9. 22	棄却	目的外使用が競合した場合の許可については、「審査要綱」に基づき審査を実施し、客観的に判断して決定したものであるため、この点で事実の評価に誤りがあり、失当である。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計	申立て 3件						却下 0件 棄却 3件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
和歌山県	第255条の2 第1号	審査請求	環境大臣	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5の規定による措置命令に対する不服	24. 3. 15	審査中				
和歌山県	第255条の2 第1号	審査請求	環境大臣	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の5の規定による措置命令に対する不服	24. 3. 15	審査中				
計	申立て 2件						却下 0件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	21. 5. 22	22. 8. 27	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	21. 6. 22	22. 11. 15	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	21. 7. 3	22. 11. 15	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	21. 12. 3	23. 2. 7	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	21. 12. 3	23. 2. 7	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆健康管理手当認定申請却下処分の取消	22. 2. 22	22. 7. 16	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第27条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 2. 22	23. 12. 6	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請事項訂正願に係る却下処分の取消	22. 10. 12	24. 10. 15	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 2. 22	23. 2. 7	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 3. 11					22. 7. 29 取下げ
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 3. 29	23. 2. 10	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 3. 31	23. 8. 22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 3. 31					22. 7. 30 取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 4. 8	23. 8. 22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 4. 13	23. 8. 22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 4. 14	23. 8. 22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 4. 15	23. 12. 19	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 5. 12	23. 8. 22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 5. 31	23. 8. 22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	原爆健康管理手当認定申請却下処分の取消	22. 7. 1	22. 10. 18	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第27条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22. 7. 7	23. 12. 9	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.7.7	23.12.9	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.7.13	23.8.22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.7.15	23.8.22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.8.18	23.8.22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.9.27	23.8.22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.10.27	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.12.14	23.12.9	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	22.12.27	24.4.2	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 2. 16	23. 12. 9	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 2. 24	24. 6. 14	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 2. 24	24. 6. 14	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 3. 7	24. 6. 15	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 3. 14	24. 8. 2	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 3. 14	24. 11. 27	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 4. 4	24. 6. 27	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 4. 5	24. 6. 27	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 4. 13	24. 6. 15	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 4. 15	24. 6. 15	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 4. 25	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 4. 25	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 5. 22	24. 9. 27	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 5. 24	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 6. 6	24. 8. 8	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 7. 12	24. 8. 1	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 8. 1	24. 8. 22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.8.1	24.8.22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.8.8	24.8.22	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.8.15	24.9.27	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.8.15	24.10.1	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.8.22	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.9.1	24.9.21	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.9.1	24.9.21	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.9.1	24.9.21	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 9. 1	24. 9. 21	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 9. 2	24. 11. 27	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 9. 17	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 9. 20					24. 5. 31 審査請求人死 亡のため審査終了
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 9. 22	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 9. 22	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 10. 13	24. 8. 21	棄却	処分庁が、審査請求人は被爆者援護法第1条に該当しないとして行った処分に違法または不当な点はない。		
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 11. 11	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 11. 16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23. 11. 22	審査中				

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	23.12.14	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.1.14	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.1.20	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.2.3	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.2.6	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.2.16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.2.16	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.2.17	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.2.24	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	被爆者健康手帳申請に係る却下処分の取消	24.2.27	審査中				
広島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地の賃貸借の解除について、農地転用計画があることから、該当農業委員会の農地法第18条の賃貸借の解除の不許可処分は妥当と言えない。	22.8.31	23.9.27	棄却	賃貸借の解除について、具体的な農地転用計画はなく賃借人も農地を適正に管理していることから賃貸借関係を終了させるとが相当であるとは言えず、審査請求に理由がない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計	申立て 75件						却下 0件 棄却 51件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
山口県	第206条 第3項	審査請求	知事	山口県警察本部が事実誤認に基づく懲戒免職処分を根拠に退職手当支給制限処分を行ったことは不当である。	22.12.8	24.8.31	却下	審査請求理由に、退職手当支給制限処分の当不當の判断を可能とする事実の記載がない。		
山口県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	事実に基づかない証言による「違法焼却」を原因とする産業廃棄物収集運搬業の取消処分である上に過重な処分である。 (上記理由による県の取消処分を受けての下関市による取消処分)	21.5.13	審査中				県の処分に係る審査請求に対する環境大臣の裁決を待って裁決予定。
計	申立て 2件						却下 1件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
徳島県	第238条の7 第1項	審査請求	知事	市長が行った行政財産の処分取消と公金支出に係る返納を求める。	21.4.16	21.7.14	却下	①普通財産の処分であることから審査請求の対象とはならない。②公金支出に係る返納の求めは審査請求の対象とはならない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
徳島県	第127条第4項において準用する第118条第5項	審査の申立て	知事	町議員について被選挙権を有しないとした資格決定処分の取消しを求める。	22.5.12	22.10.25	棄却	処分庁の審査手続が違法とはいえない、また、本件選挙前3か月の間において、審査申立人の住所が町にあったとは認められないから、審査申立人の主張は認めることができない。	22.11.12 出訴 24.11.30 徳島地裁判決 (①町議会が原告に対しても被選挙権を有しない旨の決定を取り消す。②原告の被告県に対する請求(審査の申立てを棄却する旨の裁決を取り消す)を棄却する。)	
計	申立て 2件						却下 1件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
愛媛県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	市が実施した地籍調査に対する不服	22.7.13	24.1.16	却下	地籍調査において、愛媛県は行政不服審査法に規定する処分庁の上級官庁ではなく、また、国土調査法に基づく法定受託事務ではないことから、審査請求することはできない。		
愛媛県	第238条の7 第1項	審査請求	知事	松山市が行った市道の通行止め処分の取消を求める	22.11.30	23.6.23	却下	審査請求人の請求は、不服申立適格を欠き、不適法	24.1.16 提訴 24.7.24 松山地裁判決(棄却) 24.8.1控訴 24.12.20 高松高裁判決(棄却)	

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計	申立て 2件						却下 2件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
高知県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	予防接種健康被害の認定請求に対する審査結果「否認」に対し、予防接種の事実を証する書類を添付して、取消を求める。	23. 9. 5	24. 2. 9	処分取消	処分庁の予防接種による健康被害に係る医療費及び医療手当の不支給処分を取消す。		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 0件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
熊本県	第255条の3 第2項	異議申立て	知事	熊本県一般海域管理条例の規定による過料処分の取消し	22. 9. 16	23. 1. 5	棄却	砂利採取法の適用の有無と過料処分とは直接関係ない。		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
大分県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	児童扶養手当支給停止処分の異議	24. 3. 13	24. 5. 14	棄却	本件処分の不当・違法性は認められない。		
計	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地法第3条第1項による許可処分の取消を求める。	22. 8. 25					23. 3. 24 取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
鹿児島県	第127条第4項において準用する第118条第5項	審査の申立て	知事	議員資格に係る決定の取り消しを求める。	23.10.17	24.1.5	棄却	法第92条の2に規定する「請負」に該当し議員資格を有しないとした決定は妥当		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	農地法第3条第1項による不許可処分及び却下処分の取消を求める。	24.2.10	24.8.9	処分取消	本件農地を耕作している第三者は農地を耕作する法律上の権原を有しておらず、本件農地の所有権移転を認めないとする処分は違法な耕作行為を肯定することとなるため不当な処分というべきである。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護開始決定処分の取り消しを求める。	21.4.27	21.6.9	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.11	21.7.14	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.15	21.7.14	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.15	21.7.14	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.15	21.7.14	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.19	21.7.6	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.19	21.7.6	棄却	処分に違法、不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.19	21.7.6	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分（母子加算の廃止）の取り消しを求める。	21.5.19	21.7.6	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取り消しを求める。	21.11.9	21.12.16	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下処分の取り消しを求める。	21.12.25	22.2.12	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取り消しを求める。	22.6.14	22.7.23	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の返還額の減額を求める。	22.7.14	23.8.24	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費の減額処分の取り消しを求める。	22.8.10	22.9.17	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護停止決定処分の取り消しを求める。	22.9.15	22.10.4	却下	審査請求期間経過後の審査請求		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取り消しを求める。	22.9.27					22.10.8 取下げ
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23.1.20	23.3.11	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23.2.8	23.3.28	棄却	処分に違法、不当な点はない。		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23. 4. 4					23. 5. 26 取下げ
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23. 4. 5	23. 5. 23	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23. 4. 4	23. 5. 17	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取り消しを求める。	23. 4. 12					23. 5. 20 取下げ
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23. 6. 24	23. 8. 12	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23. 6. 24	23. 8. 12	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23. 9. 8	23. 10. 27	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	23. 9. 29	23. 11. 18	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護費返還決定処分の取り消しを求める。	23. 12. 15	24. 1. 30	棄却	処分に違法、不当な点はない。		
鹿児島県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護廃止決定処分の取り消しを求める。	24. 3. 1	24. 3. 21	却下	審査請求期間前の審査請求		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計	申立て 31件						却下 2件 棄却 24件 処分取消 1件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
沖縄県	第243条の2 第10項	審査請求	知事	処分庁による賠償命令の判断過程に疑義がある。	23.10.6	23.12.16	却下	処分庁による異議申し立ての決定を経た審査請求ではないため不適法（行政不服審査法第48条、同20条）		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	就労収入すべてを保護費から引かれることに不服である。	21.4.23	21.7.21	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	指導指示に従わない申請却下に納得がいかない	21.5.13	21.7.23	処分取消	訴えの理由あり		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	車両の保有調査に不服	21.5.26	21.7.23	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	却下の理由が自分の意志とギャップがある（自分の考えと食い違っている）	21.6.24	21.8.18	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	車両調査は不法でありでっちあげである	21.6.25	21.8.18	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止で生活ができない	21.7.2	21.7.22	却下	審査請求期間（60日）を越えた審査請求		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	立入調査拒否による却下に不服がある	21.7.2	21.8.20	却下	補正命令の応答なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	同居人を算定に加えた要否判定の仕方に納得いかない。	21.7.21	21.10.6	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	放火をしてしまい衣食住に窮しているのに保護却下に納得いかない	21.7.17	21.10.6	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	却下の理由がわからない	21.7.27	21.9.15	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	最生費以上の収入有りで却下されたが、このままでは医療費がまかなえない	21.8.7	21.10.6	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	年金担保借入のみの保護申請却下は形式的なもので実質的な判断はなく不適切である	21.8.21	21.11.5	棄却	訴えの理由なし	21.11.2提訴 23.8.17那覇地裁判決（却下処分取消しと生活保護開始を命じる判決）	
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	借金返済の領収書等無く口頭で説明しても理解が得られず却下された処分を取り消してもらいたい	21.8.21	21.10.9	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	指導指示違反（アルコール関係）による保護廃止を取り消してほしい	21.8.27	22.1.6	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費の減額に不服である	21.8.28	21.12.1	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	企業年金未申告による生活保護法第63条返還に不服	21.9.11					21.10.20 取下げ

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	紙おむつ代支給しないことに不服	21. 9. 15	21. 12. 16	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	稼働能力不活用による申請却下に不服	21. 9. 18	21. 12. 22	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	指導指示違反による停止は不当である	21. 9. 25	21. 11. 18	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	不動産売買の記憶がないが、忌避しているとのことで申請却下に対し不服	21. 10. 5					21. 12. 24 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	精神手帳1級でなく年金2級での加算に不服	21. 10. 27	21. 12. 18	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護停止に伴う過払い返還に不服	21. 11. 3	22. 1. 7	却下	行政処分が存在しない		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	葬祭扶助支給しないことに不服	21. 11. 12	22. 1. 6	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	沖縄刑務所拘留による保護停止に不服	21. 12. 3	22. 2. 16	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	医者からは安静にするようにいわれているが稼働能力不活用で申請却下となったことに不服	21. 12. 3					22. 1. 13 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還決定の審査過程に不服がある	21. 12. 1	22. 2. 1	却下	補正命令の応答なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	沖縄刑務所拘留による保護廃止に不服	21.12.8	22.2.16	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	突然廃止になったことに不服	21.12.11	22.2.9	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	葬祭扶助支給しないことに不服	21.12.24	22.3.5	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	基準額範囲内の物件に転居していないことによる却下処分に不服	22.1.5	22.2.19	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	葬祭扶助支給しないことに不服	22.1.6	22.2.23	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	土地売却に対する資産活用を忌避したとして保護却下されたことに不服	22.1.6	22.3.5	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	公園で居住地認定しない、また現在地保護もせず却下することに不服	22.1.6					22.2.23 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還の理由に記載されている文言が事実と異なる	22.1.6	22.2.23	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費の算出方法に不服	22.2.10	22.3.25	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	葬祭扶助が不足している	22.2.18	22.4.28	棄却	訴えの理由なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費の減額に不服である	22.3.30	22.5.24	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	稼働能力不活用による申請却下に不服	22.4.5	22.5.14	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費が少ないことに不服	22.4.5	22.5.21	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	資産の不活用による申請却下に対する不服	22.4.9	22.6.3	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還決定に対して不服	22.4.9	22.6.8	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	稼働能力不活用に伴う申請却下に不服	22.4.26	22.6.8	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	世帯分離は不当であり、また処分の理由記載がない	22.6.7	22.7.27	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	自立更生の考慮をせず全額生活保護法第63条返還とする処分に不服	22.7.8	22.9.3	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費の累積による廃止に不服	22.7.26	22.9.27	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	消費済のため生活保護法第63条返還できず、免除してほしい。	22.8.13	22.10.15	棄却	訴えの理由なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	認定誤りをしたのは福祉事務所のほうであり、また保護費は消費している。生活保護法第63条返還は取り消してほしい。	22.8.17	22.10.15	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	住宅扶助が認定されていないことに不服	22.9.9	22.11.2	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費の累積による廃止に不服	22.9.17	22.11.4	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	通院移送費の決定内容に不服	22.10.1	22.11.11	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	稼働能力不活用による申請却下に不服	22.10.19					22.11.5 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に不服	22.11.9	22.12.1	却下	審査請求期間（60日）を越えた審査請求		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	調査忌避による申請却下に不服	22.11.10	23.1.6	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	申請却下に不服	22.11.18	23.1.12	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に不服	22.12.2	23.1.18	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	停止処分に不服	22.12.9	23.2.16	却下	行政処分が存在しない		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条に不服	22.12.14	23.1.18	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	稼働能力不活用による却下だが、職がない。	22.12.24					23.1.21 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	指導指示違反による廃止に不服	22.12.27	23.2.4	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2	再審査請求	知事	生活保護法第78条に係る徴収に必要経費が認定されていないので再審査する	23.1.27	23.3.25	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	居住しているにもかかわらず居住実態なしとしての保護廃止に納得いかない	23.2.23	23.4.13	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	検診命令違反による却下に不服	23.3.14	23.5.2	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	資産活用による保護却下に不服	23.3.18	23.5.10	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	調査忌避という廃止理由に不服	23.3.18	23.6.1	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	暴力団は脱退したので処分を取り消してほしい	23.4.3	23.5.17	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費が少ないことに不服	23.4.13	23.5.27	棄却	訴えの理由なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	70歳になって保護費が下がったことに不服	23.4.20	23.6.1	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	保護費が少ないと感じたことに不服	23.4.28					23.6.15 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	自分のお金という認識が無く、報告していなかったことによる生活保護法第78条に不服	23.5.6	23.8.11	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	自分のお金という認識が無く、報告していなかったことによる生活保護法第63条に不服	23.5.6	23.8.11	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下に不服	23.5.6					23.7.15 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止処分に不服	23.5.11	23.8.1	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	通院移送費を認めない処分に不服	23.5.17	23.7.13	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	通院移送費を認めない処分に不服	23.5.17	23.7.13	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	就労活動は最大限行っており、就労せよとの指導指示違反による停止処分に不服	23.5.26	23.8.17	棄却	訴えの理由なし	23.5.26提訴 係争中	
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	年金だけでの生活は困難であり生活保護を開始してほしい	23.6.16	23.8.11	棄却	訴えの理由なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下に不服	23. 6. 17	23. 9. 1	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	自己都合で退院したことで指導指示違反による廃止に不服	23. 7. 29	23. 10. 3	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請のみなし却下であるが、生活できない状況なので早く開始してほしい	23. 8. 9	23. 10. 24	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下に不服	23. 8. 15	23. 10. 7	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	年金担保貸付による生活保護廃止に不服	23. 8. 24	23. 11. 2	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護廃止による生活保護法第63条返還に不服	23. 8. 24	23. 11. 2	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	移転費用にかかる生活保護法第63条返還額に不服	23. 9. 5	23. 11. 9	棄却	訴えの理由なし	23. 12. 6 再審査請求 24. 7. 17 捨却 24. 3. 27 提訴 25. 2. 20 事件取下げ	
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	扶助費に生活扶助が含まれていない	23. 10. 13					23. 11. 29 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護法第63条返還処分を取り消してほしい	23. 10. 17	23. 12. 19	棄却	訴えの理由なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活保護申請却下に不服	23.11.11	24.1.4	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	長男の課税はどのように分かつたのか日付はいつか調べてほしい	23.11.22	23.12.19	却下	行政処分が存在しない		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	暴力団は脱退しており、生活保護申請却下に不服	23.12.5	24.1.16	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	挙証資料提出が遅れただけでの生活保護申請却下に不服	23.12.19					24.1.31 取下げ
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	居宅でなく施設入所を強要され生活保護申請却下に不服	24.1.31	24.3.16	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	生活できないほど困窮している。意思を確認するだけで生活保護は開始できるはず。	24.2.8	24.5.7	棄却	訴えの理由なし		
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	失踪・行方不明による生活保護廃止に不服	24.3.7	24.6.15	処分取消			
沖縄県	第255条の2 第2号	審査請求	知事	調査忌避による生活保護法第28条第4項却下に不服	24.3.28	24.6.14	棄却	訴えの理由なし		

都道府県名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
							要旨			
計		申立て 94件					却下 8件		提訴有り 3件	
							棄却 62件			
							処分取消 14件			
							行為撤廃 0件			
							変更命令 0件			
合計		申立て 410件					却下 48件		提訴有り 33件	
							棄却 248件			
							処分取消 38件			
							行為撤廃 0件			
							変更命令 0件			

② 市町村分

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
北海道	札幌市	第231条の3 第5項	異議申立て	市長	本件差押処分は、法律によって差押えが禁止されている受給権に基づく金員について差押えを行った違法なものである。また、先行処分である同処分が違法である以上、同処分の適法性を前提とする本件配当処分もまた違法である。	H21. 9. 7	H21. 12. 10	却下	(一部却下、一部棄却) 本件差押処分については既に差し押された債権の取立てが完了しており、異議申立人は回復すべき法律上の利益が存在しない。 また、本件配当処分には違法又は不当な点はない。	22. 12. 9提訴 24. 9. 10札幌地 裁判決 (一部却下、一部棄却：本件差 押処分の前提と なる不正利得微 収処分が適法で あるから、本件 差押処分も適法 である。)	
北海道	札幌市	第231条の3 第5項	異議申立て	市長	本件差押処分の先行処分である介護保険法に基づく異議申立人の要介護認定の取消処分には、重大かつ明白な瑕疵があり無効であるから、後行処分たる本件差押処分も無効であり、少なくとも違法又は不当である。	H22. 2. 24	H22. 6. 10	棄却	本件差押処分は、本件取消処分とは全く無関係の別個の行政処分であり、本件取消処分が本件差押処分の先行処分であることを前提とし、本件差押処分を違法又は無効であるとする異議申立人の主張は失当である（2件の差押処分に対する同旨の異議申立てであったため、行政不服審査法第48条において準用する同法第36条の規定により併合した。）。	<同趣旨の事例 他1件>	
計	1団体	申立て 3件						却下 1件 棄却 2件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
山形県	山形市	第231条の3	異議申立て	市長	差押処分を不当とし、処分取り消しを求める。	H23. 5. 18	H23. 6. 24	棄却	本件差押処分に違法性及び不当性はない。		
計	1団体	申立て 1件						却下 0件 棄却 1件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
福島県	福島市	第206条第1項	異議申立て	市長	異議申立人は退職手当を支給される権利を有する	H23. 3. 22	H23. 7. 1	棄却	懲戒免職処分による退職のため、請求に理由がない		
計	1団体	申立て 1件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
栃木県	岩舟町	第74条の2 第4項	異議申立て	町選挙管理委員会	署名の無効決定を求める。	H21. 5. 27	H21. 6. 10	却下 棄却 処分取消	0件 159件 4件	自署と認められる 自署でないと確認	
栃木県	岩舟町	第74条の2 第4項	異議申立て	町選挙管理委員会	署名の無効決定を求める。	H23. 9. 26	H23. 10. 10	却下 棄却 処分取消	399件 1,713件 33件	異議申出理由の重複 自署と認められる 自署でないと確認	
計	1団体	申立て 2,308件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	399件 1,872件 37件 0件 0件	提訴有り 0件	
埼玉県	行田市	第229条	異議申立て	市長	X会社(不服申立人)管理の温泉施設から排除する汚水は、市下水道条例に規定する浴場汚水の使用料を用いて算定すべきであり、量水器による汚水量の認定その他の方法による下水道使用料の算定は、違法である。	H23. 1. 24	H23. 4. 1	棄却	本件施設は、市下水道条例に規定する浴場汚水の使用料の適用を受けるべき公衆浴場には当たらず、同条例に規定する一般汚水の適用を受けるべきものであり、本件異議申立ては理由がない。 <同趣旨の事例 他1件>	H23. 1. 24 異議申立て H23. 4. 1 裁決(棄却) H23. 9. 26出訴 現在さいたま地 裁係属中 <同趣旨の事例 他1件>	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
埼玉県	春日部市	第244条の4 第2項	審査請求	市長	「催促という必要な手続を行わない違法な貸出停止処分の取消」、「春日部市行政手続条例に反する違法な「図書館資料返却延滞利用者の取扱いに関する要領の廃止」及び「違法な行政運営を行わない職員の教育」	H23. 5. 7	H23. 9. 9	却下	本件審査請求は、形式的要件を欠いており、不適法なものである。		
埼玉県	深谷市	第229条	異議申立て	市長	深谷市農業集落排水処理施設使用料に関する処分の取消しを求める。	H24. 1. 2	H24. 3. 8	却下	法定の期間経過後にされた異議申立てのため。		
埼玉県	和光市	第244条の4	審査請求	市長	施設の利用解除の取消しを求める。	H24. 2. 20	H24. 6. 19	処分取消	施設側の不備を認め、処分を取り消す。		
計	4団体	申立て 5件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	2件 2件 1件 0件 0件	提訴有り 2件	
千葉県	柏市	第231条の3	異議申立て	市長	柏市長が平成23年8月22日付けで行った、異議申立人が株式会社千葉興業銀行（柏支店）に対して有する普通預金の支払請求権に対する差押処分及び異議申立人が株式会社常陽銀行（柏支店）に対して有する普通預金の支払請求権に対する差押処分の全部の取消しを求めるもの	H23. 9. 16	H23. 12. 15	棄却	本件差押処分についての異議申立ては、異議申立人の主張に理由がなく、本件差押処分には違法又は不当な点は認められないから、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第47条第2項の規定を適用して棄却する。	H24. 6. 11出訴 係属中	
千葉県	印西市 (本塙村)	第81条第2項	異議申立て	村選挙管理委員会	すべての署名を無効とすべき	H21. 10. 20	H21. 11. 6	変更命令	7件についての署名を無効とし、その他の異議申立ては棄却	21. 11. 18出訴 22. 3. 12 千葉地裁判決 (棄却)	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
計	2団体	申立て 2件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 1件		提訴有り 2件
東京都	中央区	第244条の4	審査請求	区長	保育所入所不承諾を取り消す決定を求める。	H22. 2. 20					H22. 5. 18 取下げ
東京都	中央区	第244条の4	異議申立て	区長	区立住宅の申込資格要件を欠いているとの判断に対する異議申立て	H23. 10. 25	H24. 3. 30	却下	処分性なし		
東京都	文京区	第244条の4	異議申立て	区長	保育所入所不承諾決定処分の取消しを求める。	H22. 4. 26	H22. 7. 23	却下	処分序は文京区長ではない。		
東京都	文京区	第244条の4	異議申立て	区長	保育所入所不承諾決定処分の取消しを求める。	H23. 2. 24	H23. 5. 2	却下	本件処分は地方自治法に規定する処分に該当しない。		
東京都	足立区	第244条の4	異議申立て	区長	家庭の事情等から保育が必要であるため、保育所入所不承諾処分の取消しを求める。	H22. 4. 8 ～ H23. 3. 10	H22. 8. 17 ～ H23. 3. 31	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない。 <同趣旨の事例 他5件>		
東京都	足立区	第244条の4	異議申立て	区長	家庭の事情等から保育が必要であるため、保育所入所不承諾処分の取消しを求める。	H23. 3. 14	H23. 3. 31	却下	本件申立て後に保育所入所承諾処分がなされ、本件申立ての利益が消滅している。		
東京都	足立区	第255条の3	異議申立て	区長	不明確な条件等に基づく報告義務の不履行に対するものであるため、過料処分の取消しを求める。	H23. 3. 23	H23. 4. 15	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手續がなされているため、違法又は不当な点はない。 23. 4. 15 出訴 24. 12. 6 東京地 裁判決（請求棄 却） 24. 12. 20 控訴 提起（東京高裁 係属中）		
東京都	足立区	第244条の4	異議申立て	区長	家庭の事情等から授業終了後の保護育成が必要であるため、学童保育室入室不承認処分の取消しを求める。	H24. 3. 7	H24. 8. 14	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手續がなされているため、違法又は不当な点はない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
東京都	足立区	第255条の3	審査請求	区長	条例で定める喫煙に該当しない行為に対するものであるため、過料処分の取消しを求める。	H24. 3. 29	H24. 8. 27	棄却	本件処分は関係規定に従い適正に手続がなされているため、違法又は不当な点はない。		
東京都	立川市	第206条第1項	異議申立て	市長	退職手当支給制限処分の取消しを求める。	H23. 6. 29	H24. 1. 13	棄却	懲戒免職処分の場合の退職手当の支給については、「一般的の退職手当等の全部を支給しないこととすることを原則としている。(総務大臣通知)」こと。		
東京都	武蔵野市	第229条第1項	異議申立て	市長	自転車の撤去及び保管手数料の徴収処分の取消しを求める。	H22. 9. 22	H22. 12. 20	却下	処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日を経過した後の提起であり、不適法であるため		
東京都	三鷹市	第244条の4第3項	審査請求	市長	指定管理者がした公の施設の使用の不承認処分の取消しを求めるもの	H21. 8. 1	H21. 9. 28	却下	既に本件処分の効力は消失しており、審査請求人に法律上の利益がないため		
東京都	東久留米市	第244条の4	異議申立て	市長	保育所入所不承諾書における市立保育園にかかる部分の取消し。	H23. 4. 5	H23. 6. 21	却下	市町村は私立認可保育所も含んだ保育所において保育の実施責任を負っている。入所不承諾という処分は公の施設を利用する権利に関する処分ではない。		
東京都	東久留米市	第244条の4第3項	審査請求	市長	公の施設での掲示を拒否されたことの取り消しを求めるもの。	H22. 9. 13				H23. 4. 19 取下げ	
東京都	東久留米市	第244条の4	審査請求	市長	公共施設の利用の平等に違反。「取扱基準」は違法な処分である。	H23. 9. 1	H23. 10. 25	却下	請求に理由がない。		
東京都	多摩市	第244条の4	異議申立て	市長	学童クラブ入所却下処分の取消	H21. 5. 7	H21. 6. 10	棄却	入所審査手続は適法に行われた		
東京都	多摩市	第244条の4	異議申立て	市長	総合体育館の使用不承認決定の取消	H21. 8. 18	H21. 9. 14	棄却	処分は適法に行われた		
東京都	多摩市	第244条の4	異議申立て	市長	保育所変更不承諾処分の取消	H23. 3. 9	H23. 4. 18	棄却	入所審査手續は適法に行われた		
東京都	多摩市	第231条の3	異議申立て	市長	差押処分の取消	H24. 2. 17	H24. 4. 18	棄却	処分は適法に行われた		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
東京都	多摩市	第244条の4	異議申立て	市長	保育所変更不承諾処分の取消	H24. 2. 28	H24. 4. 27	棄却	入所審査手続は適法に行われた		
東京都	多摩市	第231条の3	異議申立て	市長	差押処分の取消	H24. 3. 15	H24. 5. 14	棄却	処分は適法に行われた	24. 11. 8 出訴	
計	8団体	申立て 21件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	8件 11件 0件 0件 0件	提訴有り 2件	
神奈川県	小田原市	第244条の4	異議申立て	市長	駅前広場占用許可申請の不許可処分の取消し	H23. 5. 11	H23. 9. 26	棄却	本件異議申立てには理由がない。 <同趣旨の事例 他2件>		
神奈川県	綾瀬市	第231条の3	異議申立て	市長	滞納処分は違法であり取消を求める。	H23. 7. 7	H23. 7. 14	却下	異議申立てが、申立て期間を経過していたため却下する。		
計	2団体	申立て 4件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 3件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
新潟県	新潟市	第238条の7	異議申立て	市長	新潟市長が平成21年4月1日付け新秋総第5号で行政財産の使用について不許可とした処分の取消しを求める。	H21. 5. 29	H22. 3. 1	棄却	本件異議申立てには理由がないことから棄却する。 <同趣旨の事例 他7件>		
計	1団体	申立て 8件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 8件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
長野県	松本市	第244条4	異議申立て	市長	河川法の規定による許可なく、国有地に建築された神社を緑地から収去せよ。	H22. 10. 15	H23. 1. 31	却下	異議申立てが不適法		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
長野県	茅野市	第229条第1項	異議申立て	市長	水道料金軽減（免除）申請審査決定通知に対する異議	H22. 4. 9					H22. 6. 21 取下げ
計	2団体	申立て 2件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 0件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
山梨県	笛吹市	第74条の2 第4項	異議申立て	市選挙管理委員会	署名の効力に対する有効の決定を取り消し、無効の決定を求める。	H23. 10. 21 ～ H23. 10. 24	H23. 10. 28	処分取消	原決定を取り消し、申出による署名を無効と決定する。 ＜同趣旨の事例 他2件＞		
計	1団体	申立て 3件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 0件 3件 0件 0件	提訴有り 0件	
岐阜県	中津川市	第74条の2 第4項	異議申立て	市選挙管理委員会	署名を求められたため、つい署名してしまった。	H23. 10. 22	H23. 10. 25	却下	申し出事由に該当しないため。		
岐阜県	中津川市	第74条の2 第4項	異議申立て	市選挙管理委員会	委任届出者の署名簿冊が無効簿冊となっている。	H23. 10. 25	H23. 10. 25	処分取消	原決定を取り消し、有効簿冊とする。		
計	1団体	申立て 2件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 0件 1件 0件 0件	提訴有り 0件	
静岡県	伊東市	第231条の3	異議申立て	市長	債権差押処分の取消	H21. 2. 19	H21. 4. 13	棄却	差押の違法性は無く、差押対象債権は国税徴収法第75条等に規定する差押禁止財産に当たらない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
静岡県	伊東市	第231条の3	異議申立て	市長	債権差押処分の取消	H23. 5. 19	H23. 5. 30	棄却	差押の違法性は無く、差押対象債権は国税徴収法第75条等に規定する差押禁止財産に当たらない。		
静岡県	川根本町	第74条の2 第4項	異議の申出	町選挙管理委員会	町長解職請求に係る署名簿の署名について、有効決定を取り消し、無効決定を求める。	H24. 1. 4 ～ H24. 1. 10	H24. 1. 14	棄却 処分取消	8件 41件	(主な認容理由) リコールである事の説明がなかった (主な棄却理由) 不十分であったが、リコールの説明あり	認容は処分取消として計上
静岡県	川根本町	第74条の2 第4項	異議の申出	町選挙管理委員会	議会解散請求に係る署名簿の署名について、有効決定を取り消し、無効決定を求める。	H24. 1. 4 ～ H24. 1. 10	H24. 1. 14	棄却 処分取消	7件 38件	(主な認容理由) リコールである事の説明がなかった (主な棄却理由) 不十分であったが、リコールの説明あり	認容は処分取消として計上
計	2団体	申立て 96件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 17件 79件 0件 0件	提訴有り 0件	
愛知県	名古屋市	第76条第4項において準用する第74条の2第4項	異議申立て	各区選挙管理委員会	無効とされた署名には有効とされるべきものがある。 (有効とされた署名には無効とされるべきものがある。)	22. 11. 25 ～ 22. 12. 1	22. 12. 2 ～ 22. 12. 15	却下 棄却 処分取消	70件 544件 4, 207件		申立てを正当であると決定し、署名の効力を修正したもの (申立ての一部につき同様の取扱いをしたもの含む。)は「処分取消」として計上

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
愛知県	名古屋市	第76条第4項において準用する第74条の2第4項	異議申立て	昭和区選挙管理委員会	①署名簿の様式自体に瑕疵があるので、すべての署名を無効とされたい。 ②仮に、署名簿の様式に瑕疵がないとしても、委任状の受任者欄が空白の署名簿は、瑕疵ある署名簿として無効とされたい。 ③委任状の受任者欄が空白であって受任者が集めたとされる署名が含まれている署名簿を無効とされたい。 ④請求代表者でも受任者でもない者が収集を行った署名等の違法な収集による署名は、調査のうえ、無効とされたい。	H22. 12. 1	H22. 12. 9	棄却	申出の趣旨①②③については、請求代表者と名古屋市選管との事前協議において、名古屋市選管は当該様式の署名簿を使用することによって無効とすることはできないとしているが、昭和区選管においても、同様の見解である。申出の趣旨④については、現時点で署名収集方法が違法であったことを確認・立証することは困難であり、無効とすることはできない。	22. 12. 22 出訴 23. 2. 4 名古屋地裁判決（一部の請求を却下。その余の請求を棄却。） 23. 2. 16 上告 23. 5. 25 最高裁第二小法廷決定（上告棄却。上告審として受理せず。）	
愛知県	名古屋市	第255条の3第2項	異議申立て	市長	条例の説明及び啓発が不足しており、説明なしに処分を受けた。	H23. 3. 18	H23. 7. 20	棄却	本件処分は事実に基づいての規定に沿った妥当な執行である。		
愛知県	北名古屋市	第229条	異議申立て	市長	下水道事業受益者負担金は土地所有者を対象とするのではなく、生活者を対象とするものであるため、下水道事業受益者負担金納入通知処分の取消しを求める。	H22. 8. 26	H22. 9. 16	棄却	受益者とは土地の所有者又は土地の所有権以外の権利を有する者であり、土地の所有権若しくは土地の所有権以外の権利を有していない居住者は、受益者とはならない。		
計	2団体	申立て 4,824件						却下 70件 棄却 547件 処分取消4,207件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 1件	
滋賀県	近江八幡市 (旧安土町)	第81条第2項において準用する第74条の2第4項	異議申立て	町選挙管理委員会	有効とされた署名に、本人の意思でないもの、署名用紙がポストに入っていたものの、受任者以外が収集したものがある。	H21. 6. 11	H21. 6. 23	棄却 18件 処分取消2件	処分取消2件4名分 本人の意思でない1名 同一筆跡3名		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
滋賀県	近江八幡市 (旧安土町)	第76条第4項において準用する第74条の2第4項	異議申立て	町選挙管理委員会	有効とされた署名に、本人の意思でないもの、署名用紙がボストに入っていたものの、受任者以外が収集したものがある。	H21. 12. 21	H22. 1. 4	棄却 6件 処分取消1件	処分取消1件中7人分同一筆跡のため		
計	1団体	申立て 27件						却下 0件 棄却 24件 処分取消 3件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
京都府	京都市	第255条の3第3項	審査請求	市長	違反行為をしていない。	23. 10. 12	24. 1. 18	棄却	本件処分が適法かつ適切に行われているものと認める。		
京都府	福知山市	第229条	異議申立て	市長	下水道への無断接続に対する使用料等の遡及賦課に対し、取消しを求めるもの	22. 12. 7	23. 8. 15	棄却	本件処分については、福知山市下水道条例に基づき適法に処理されている。		
京都府	向日市	第244条の4第2項	審査請求	市長	公民館使用許可申請に対する不許可処分の取消しを求める。	24. 3. 8	24. 4. 10	棄却	本件処分は、審査基準等に基づき行われており妥当である。		
計	3団体	申立て 3件						却下 0件 棄却 3件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 0件	
大阪府	大阪市	第244条の4第1項	異議申立て	市長	大阪市長が申立人に対し行った大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）第59条の規定に基づく市場施設の指定の一部取消処分は、何らの損失補償もなされていない点で、憲法第29条第3項に反し違法である。	H23. 1. 5	H23. 3. 17	却下	本件異議申立ては、本件処分があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に行われていないものであるから、行政不服審査法第45条に反し不適法である。	23. 4. 27 出訴	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
大阪府	大阪市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	大阪市長が申立人に対し 行った大阪市中央卸売市場 業務条例（昭和46年大阪市 条例第40号）第59条の規定 に基づく市場施設の指定の 一部取消処分は、何らの損 失補償もなされていない点 で、憲法第29条第3項に反 し違法である。	H22. 12. 28	H23. 3. 17	棄却	大阪市中央卸売市場業務条例 第59条は、市長は、市場施設 の整備の必要があると認める ときは、市場施設の指定を取 り消すことができる旨定めて いるところ、市場整備事業の 進捗により、市場施設の取り 壊し等の必要が生じることか ら、本件処分は、当該規定に 適合していることは明らかで あり、本件異議申立て理由が ない。		
大阪府	大阪市	第238条の7 第1項	異議申立て	市長	大阪市長が申立人に対し 行った市役所本庁舎の使用 不許可処分は、理由につい ての具体的な説明がない点 で、不当である。	H24. 2. 22	H24. 6. 1	棄却	地方自治法第238条の4第7 項は、行政財産は、その用途 又は目的を妨げない限度にお いてその使用を許可するこ ができる旨定めているとこ ろ、本庁舎において、あらた に事務スペースを確保する必 要等が生じたため、本庁舎の 一部の使用を認めるることは、 行政財産である本庁舎の用途 又は目的を妨げることは明ら かであるから、本件処分は当 該規定に適合しており、本件 異議申立て理由がない。	24. 4. 19 出訴	
大阪府	大阪市	第255条の3 第2項	異議申立て	市長	大阪市長が申立人に対し 行った過料の処分は、理由 がない、若しくは高額に過 ぎるため、違法である。	H24. 2. 22					取下げ
大阪府	堺市	第244条の4 第3項	審査請求	市長	阪神高速道路株式会社が本 市上下水道事業管理者に 行った「公共下水道工事施 工承認申請」に対して管理 者がなした承認の取消しを 求める。	H22. 11. 5	H23. 6. 7	却下	・審査請求期間を徒過してい ること。 ・審査請求人の資格（不服申 立人適格）を有する者とは認 められないこと。		
大阪府	堺市	第206条第2 項	審査請求	市長	本市教育委員会が審査請求 人に対して行った一般の退 職手当等の全部を支給しな いこととする処分の取消しを 求める。	H23. 5. 17	H24. 6. 29	棄却	・本件処分の根拠である大阪 府職員の退職手当に関する條 例第12条第1項の規定が、 憲法第29条第1項に違反す ると認められない。 ・処分庁が本件処分を決定し たことは妥当な判断であり、 合理性を欠くとはいえない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
大阪府	高槻市	243条の2第3項	異議申立て	市長	申立人が賠償責任を負うとされる一連の行為にかかる事実認定が不当である。賠償命令額の算定根拠の原資料が付されておらず、申立人が正確な認否を行うことができない。等	H23. 7. 19	H23. 12. 28	棄却	異議申立人は、生活保護電算システムのシステム管理責任者の権限及び決裁権者としての課長の立場を悪用して、生活保護費の不正な支出に及び、本市に損害を負わせたものであり、異議申立人の行為を他の者が知っていたかどうかは、異議申立人の賠償責任を免責又は減免する理由にはならない。等	24. 6. 13出訴 係争中	裁判所決定により本市が相手方に提訴していた民事事件2件と本件取消訴訟を併合審理
大阪府	高槻市	231条の3	異議申立て	市長	申立人が賠償責任を負うとされる一連の行為にかかる事実認定が不当である。賠償命令額の算定根拠の原資料が付されておらず、申立人が正確な認否を行うことができない。等	H23. 7. 19	H23. 12. 28	棄却	異議申立人は、生活保護電算システムのシステム管理責任者の権限及び決裁権者としての課長の立場を悪用して、生活保護費の不正な支出に及び、本市に損害を負わせたものであり、異議申立人の行為を他の者が知っていたかどうかは、異議申立人の賠償責任を免責又は減免する理由にはならない。等	24. 6. 13出訴 係争中	裁判所決定により本市が相手方に提訴していた民事事件2件と本件取消訴訟を併合審理
大阪府	高槻市	231条の3	異議申立て	市長	生活保護法第78条に基づく徴収金について督促決定処分の取り消しを求める。	H24. 1. 5	24. 4. 16	棄却	先行処分が当然無効であるか権限のある者によって取り消さない限り、督促処分の効力に影響を及ぼすものではない。		
大阪府	茨木市	244条の4	異議申立て	市長	利用料免除団体の非該当決定は244条3の「差別的取り扱い」にあたり違法であり、244条4に基づき取り消しを求める。	H23. 5. 10	H23. 8. 30	却下	異議申立人は他の市民と同様に施設利用が可能であり、244条4を根拠とした申立は不適法である。	24. 2. 20 出訴 現在係争中	提訴は以下3件と合わせた同一事件です。
大阪府	茨木市	244条の4	異議申立て	市長	利用料免除団体の非該当決定は244条3の「差別的取り扱い」にあたり違法であり、244条4に基づき取り消しを求める。	H23. 5. 10	H23. 8. 30	却下	異議申立人は他の市民と同様に施設利用が可能であり、244条4を根拠とした申立は不適法である。	24. 2. 20 出訴 現在係争中	
大阪府	茨木市	244条の4	異議申立て	市長	利用料免除団体の非該当決定は244条3の「差別的取り扱い」にあたり違法であり、244条4に基づき取り消しを求める。	H23. 5. 11	H23. 8. 30	却下	異議申立人は他の市民と同様に施設利用が可能であり、244条4を根拠とした申立は不適法である。	24. 2. 20 出訴 現在係争中	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
大阪府	茨木市	244条の4	異議申立て	市長	利用料免除団体の非該当決定は244条3の「差別的取り扱い」にあたり違法であり、244条4に基づき取り消しを求める。	H23. 5. 11	H23. 8. 30	却下	異議申立人は他の市民と同様に施設利用が可能であり、244条4を根拠とした申立ては不適法である。	24. 2. 20 出訴 現在係争中	
大阪府	四條畷市	231条の3	異議申立て	市長	延滞金額減免決定通知書の裁決取消	H22. 8. 13	H22. 8. 25	棄却	違法と認められる理由がない		
大阪府	四條畷市	231条の3	異議申立て	市長	公売通知書の裁決取消	H24. 10. 18	H24. 10. 25	棄却	違法と認められる理由がない		
大阪府	大阪狭山市	第243条の2	異議申立て	市長	高額療養費及び出産育児一時金詐取事件について大阪狭山市長から異議申立人に対してなされた損害賠償命令は、異議申立人には過失が存在しないことから、取り消されるべきである。	H21. 5. 29	H21. 7. 22	棄却	異議申立人には高額医療費資金前渡口座の預金通帳、届出印の管理の懈怠等、資金前渡職員としての過失があることから、異議申立には理由がない。	提訴有り 現在係争中	
大阪府	大阪狭山市	第243条の2	異議申立て	市長	高額療養費及び出産育児一時金詐取事件について大阪狭山市長から異議申立人に対してなされた損害賠償命令は、異議申立人に対して事情聴取がなされず、告知弁明の機会が与えられないという手続違背存在することから、取り消されるべきである。	H21. 5. 29	H21. 7. 22	棄却	異議申立人から事情聴取についての協議の申し入れがなかった。したがって、手続違背はなく異議申立には理由がない。	提訴有り 現在係争中	
計	6団体	申立て 17件						却下 6件 棄却 10件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		提訴有り 10件	
兵庫県	姫路市	第255条の2	審査請求	神戸地方法務局長	除籍謄本を交付しないことの決定の取消	H22. 10. 22	H22. 12. 28	棄却	不明	23. 7. 6 出訴 24. 5. 15 神戸地裁判決（棄却）	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
兵庫県	豊岡市	第74条の2 第4項	異議の申出	市選挙管理委員会	署名の効力に関する異議申出	H23. 10. 6	H23. 10. 17	処分取消	署名の効力を無効から有効に変更 <同趣旨の事例 他1件>		
兵庫県	南あわじ市	第74条の2 第4項	異議の申出	市選挙管理委員会	署名は署名者の意思したものではない。	H22. 9. 26	H22. 10. 8	却下 処分取消	55件 11件		認容は処分取消として計上
計	3団体	申立て 69件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	55件 1件 13件 0件 0件	提訴有り 1件	
奈良県	生駒市	第74条の2 第4項	異議の申出	市選挙管理委員会	署名の中に法令の定める正規の手続きによらない無効なものが多数含まれているため、署名簿全体が無効である。	H21. 11. 26	H21. 12. 2	棄却	申立の趣旨及び理由は、いずれも採用することはできない。		
計	1団体	申立て 1件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
島根県	邑南町	第255条の2	審査請求	町長	生活保護法第78条費用返還決定処分は不当	H22. 12. 24	H23. 1. 25	棄却	父親からの送金は仕送りと考えられ、申告が必要。生活保護費の再計算による返還は妥当	H23. 1. 28 再審査請求提起	
計	1団体	申立て 1件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件	提訴有り 1件	
岡山県	倉敷市	第244条の4 第1項	異議申立て	市長	市道の廃止処分に違法性があるため、撤回を求める。	H23. 8. 22	H23. 10. 13	却下	道路の供用が廃止されることにより、生活上等に著しい支障が生じるといった特別な事情が見当たらない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
岡山県	倉敷市	第206条第1項	異議申立て	市長	一般の退職手当等の全部を支給しない処分の取消	H23. 1. 11	H23. 5. 2	棄却	本件処分は妥当		
計	1団体	申立て 2件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 1件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
広島県	広島市	第206条第2項	審査請求	市長	退職手当の全部を支給しないこととする処分の取り消しを求める。	H23. 5. 18					H24. 4. 2 取下げ
広島県	福山市	第229条第4項	異議申立て	市長	分担金の賦課処分の無効を主張するもの	H23. 8. 28	H23. 12. 27	棄却	異議申立人は、受益者として分担金を支払う地位にある。		
広島県	福山市	第229条第4項	異議申立て	市長	分担金の賦課処分の取消しを主張するもの	H23. 9. 8	H23. 12. 27	棄却	異議申立人は、受益者として分担金を支払う地位にある。		
計	2団体	申立て 3件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 2件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
山口県	下関市	第231条の3	異議申立て	市長	教育委員会が行った、既に支払われた退職手当の返納を命じた処分に対する異議申立てに対する最終判断がなされるまでは当該処分は相当でない	H22. 11. 22	H23. 3. 17	棄却	理由なし	H23. 3. 22 提訴 H23. 5. 10 応訴 H24. 10. 17 山口地裁判決（市側勝訴）	
山口県	岩国市	第231条の3	異議申立て	市長	市税滞納処分は不当である。	H23. 1. 20	H23. 2. 21	棄却	本件滞納処分は、差押えの要件を規定した国税徴収法第47条に基づく適正な処分である。		
山口県	岩国市	第231条の3	異議申立て	市長	市税滞納処分は不当である。	H23. 9. 22	H23. 10. 19	棄却	本件滞納処分は、差押えの要件を規定した国税徴収法第47条に基づく適正な処分である。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考	
								要旨				
山口県	防府市	第74条の2 第4項	異議の申出	市選挙管理委員会	署名の効力に対する無効の決定を取り消し、有効の決定を求める。	H22. 12. 16	H22. 12. 17 ～ H22. 12. 20	却下 棄却 処分取消	1件 1件 1件	(却下) 異議の申出のできる関係人の範囲とならない。 (棄却) 自己の氏名を自書した証拠のないことによる。 (処分取消) 原決定を取り消し、申出に係る署名を有効とする。		
計	3団体	申立て 6件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 4件 1件 0件 0件	提訴有り 1件		
徳島県	美馬市	第74条の2 第4項	異議の申出	市選挙管理委員会	署名簿の署名に関する異議	H21. 10. 20	H21. 10. 28	棄却 処分取消	3件 2件	(棄却) 本人が自署していないとの判断による等 (処分取消) 本人自ら署名している旨の証言等による		
計	1団体	申立て 5件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 3件 2件 0件 0件	提訴有り 0件		
香川県	高松市	第231条の3	異議申立て	市長	市県民税および軽自動車税の滞納に係る差押処分は不当であり、処分の取消しを求める。	H21. 6. 25	H21. 7. 22	棄却		地方税法の規定により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされており、本件処分は、これらに基づいた処分であり、事務手続も正確に行われている。ほか		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
香川県	高松市	第231条の3	異議申立て	市長	固定資産税および軽自動車税の滞納に係る差押処分は不當であり、処分の取消しを求める。	H23. 1. 25	H23. 3. 2	棄却	地方税法の規定により、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないとされており、本件処分は、これらに基づいた処分であり、事務手続も正確に行われている。ほか		
香川県	高松市	第229条	審査請求	市長	平成22年度の保育所保育料の決定処分の取消しおよび減額審査を求める。	H22. 4. 28	H22. 7. 28	棄却	本件処分は適法に行われており、審査請求の申立てを認めるべき理由がないため。		
香川県	高松市	第255条の2	審査請求	市長	生活保護法第78条に基づく費用徴収金の決定処分の取消しを求める。	H23. 7. 6	H23. 11. 7	棄却	本件処分は適法に行われており、審査請求の申立てを認めるべき理由がないため。		
計	1団体	申立て 4件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 4件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
福岡県	北九州市	第206条	異議申立て	市長	退職手当支給制限処分取消の申立	H22. 4. 30	審査中				
福岡県	北九州市	第255条の3	異議申立て	市長	迷惑防止条例の過料処分の取消を求める。	H23. 1. 25	H23. 3. 31	棄却	本件処分は適法かつ正当に行われており、本件申立ては理由がない。		
福岡県	添田町	第74条の2 第4項	異議の申出	町選挙管理委員会	町長解職請求署名について再考の結果取消を願う	H22. 6. 14	H22. 6. 21	却下	署名した者は請求代表者が署名簿を選管に提出するまでの間に、請求代表者を通じて署名を取消すことができるものであり、署名簿が受理され審査が終了した後において、再考の結果といった理由により署名を取消することは認められない。		

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
計	2団体	申立て 3件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 1件 0件 0件 0件		提訴有り 0件
佐賀県	佐賀市	第231条の3	異議申立て	市長	市税の滞納処分に係る差押の解除請求	H21. 12. 24	H22. 2. 15	棄却	本件差押については、法令の規定による差押要件を満たしており正当である。		
佐賀県	佐賀市	第231条の3	異議申立て	市長	市税の滞納処分に係る差押の解除請求	H23. 11. 28	H23. 12. 6	棄却	本件差押については、法令の規定による差押要件を満たしており正当である。		
佐賀県	佐賀市	第229条	異議申立て	市長	収入に見合わない保育料を請求されたため、保育料の変更を求める	H21. 7. 8	H21. 10. 9	棄却	決定した保育料は、違法又は不当な点がないため妥当である		
計	1団体	申立て 3件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 3件 0件 0件 0件		提訴有り 0件
熊本県	熊本市	第74条の2 第4項	異議の申出	市選挙管理委員会	委任届に記載された委任年月日と委任状に記載された年月日が相違しているが、委任状に誤った年月日を記載したものであり、無効とされた署名は有効。	H21. 6. 18	H21. 6. 19	棄却	委任届に記載された委任年月日と委任状に記載された年月日が相違している場合は、委任状に記載された年月日を基準として審査すべきとされている。		
計	1団体	申立て 1件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 1件 0件 0件 0件		提訴有り 0件

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
宮崎県	川南町	法第74条の2第4項	異議の申出	町選挙管理委員会	有効とされた署名には無効のものがある	H22. 5. 4	H22. 5. 10	処分取消	「条例廃止の趣旨を理解せず署名」との申し出により認容。 <同趣旨の事例 他1件>		
計	1団体	申立て 2件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	0件 0件 2件 0件 0件	提訴有り 0件	
鹿児島県	鹿児島市	第229条第2項	審査請求	市長	上下水道使用料の徴収に関する処分の取消し等を求める。	H22. 6. 11	H22. 9. 15	却下	水道料金及び審査請求期間を超過した下水道料金に対する審査請求は不適法		
鹿児島県	阿久根市	第76条4項で準用する同法第74条の2第4項	異議申立て	市選挙管理委員会	署名の効力に対する決定の取り消しを求める。	H22. 12. 20 ～ H22. 12. 25	H22. 12. 26 ～ H23. 1. 5	棄却 処分取消	566件 41件		認容は処分取消として計上
計	2団体	申立て 608件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 566件 41件 0件 0件	提訴有り 0件	

都道府県名	市町村名	該当条項	申立ての種類	不服申立先	不服申立ての要旨	申立年月日	裁決又は決定年月日	裁決又は決定の結果		提訴の内容	備考
								要旨			
沖縄県	八重瀬町	第243条の2	異議申立て	町長	担当係と担当課長の2名で全責任と判断し、賠償命令書があった件について審査請求する。	H23. 10. 6	H23. 10. 11	却下	法定の期間経過後に提起されたもの。法定の記載事項が明記されていない		
計	1団体	申立て 1件						却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	1件 0件 0件 0件 0件	提訴有り 0件	
計	60団体	申立て	8,036件					却下 棄却 処分取消 行為撤廃 変更命令	549件 3,090件 4,390件 0件 1件	提訴有り 21件	

イ 審決の申請の事例

都道府県名	該当条項	審決申請の要旨	申請年月日	審決年月日	審決の結果		備考
					要旨		
東京都	-	区議会議長が区長に答弁を求めないとした発言に対する不服	21.10.14	21.11.20	却下	地方自治法の規定により普通地方公共団体の機関がした処分に該当しない。	
大阪府	第104条	委員会付託の動議の採決に際し、議会議長が質疑及び討論の省略を行つた。この処分により議員の有する発言の権利を奪われたため取り消しを求める。	21.10.28	21.12.22	却下	議会の内部規律の問題であって、議会の自治的措置に委ねられるべき事項であるとして却下	2名から同内容の審決の申請が同時に行われた
大阪府	第104条	委員会付託の動議の採決に際し、議会議長が質疑及び討論の省略を行つた。この処分により議員の有する発言の権利を奪われたため取り消しを求める。	21.10.28	21.12.22	却下	議会の内部規律の問題であって、議会の自治的措置に委ねられるべき事項であるとして却下	2名から同内容の審決の申請が同時に行われた
鳥取県	-	市議会の常任委員会が行った陳情の不採択の決定及び市文化財審議会の審議結果の取消し等を求める。	21.7.6	21.12.21	却下	本件申請は、陳情の不採択等の地方自治法第255条の4に規定する処分に該当しない行為について審決を求める不適法な申請である。	
計		申請 4件			却下 4件 棄却 0件 処分取消 0件 行為撤廃 0件 変更命令 0件		